

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定しています。

※次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を背景として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、平成17年4月1日から施行されている。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

内容

現在の少子化の進行等の状況や「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、男性の育児休業取得等をはじめとした全ての職員が、仕事と育児を両立できるよう働きやすい環境を作り、能力を十分に発揮できるようにする。

目標①

男性職員の育児休業の取得期間を1週間程度へ延長する

【対策】

2025年4月～ 男性職員に対し、育児休業および出生時育児休業取得の啓蒙を行う
子育てに関する両立支援制度の周知

目標②

全職員の月平均法定外労働時間を5時間以内へ短縮する

【対策】

2025年4月～ 全職員の毎月の法定外労働時間を把握する
超過勤務時間の業務内容を調査・把握・検討し、発生要因の分析と対策を行う